

■第347回食品安全委員会

日時：平成22年9月9日（木）14：00～14：40

傍聴者：10名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 農薬「イミダクロプリド」に係る食品健康影響評価について

・「イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を、 $0.057\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

*殺虫剤で、稲、ばれいしょ等に使用し、なす、ほうれんそう等への適用拡大申請及び牛の筋肉等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）の設定要請がされています。また、飼料中の残留基準が設定されています。

2) 農薬「インダノファン」に係る食品健康影響評価について

・「インダノファンのADIを、 $0.0035\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、稲に使用し、小麦及び大麦への適用拡大申請がされています。

3) 農薬「ピメトロジン」に係る食品健康影響評価について

・「ピメトロジンのADIを、 $0.013\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺虫剤で、水稻、きゅうり、トマト等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

4) 農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について

・「フロニカミドのADIを、 $0.073\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺虫剤で、りんご及びなすに使用します。レタス及びみつばへの適用拡大申請並びにんじん、キャベツ等へのインポートトレランスの設定要請がされています。

5) 農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」に係る食品健康影響評価について

・「ジノテフランのADIを、 $0.22\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺虫剤で、稲、きゅうり等に使用し、にら、キウイフルーツ等への適用拡大申請がされています。

6) 動物用医薬品「モネパンテル」に係る食品健康影響評価について

・「モネパンテルのADIを、 $0.001\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*羊に使用される線虫駆除剤で、インポートトレランスの設定要請がされています。

（2）食品安全委員会の8月の運営について

・事務局から報告。

（3）食品安全関係情報（8月14日～8月27日収集分）について

・事務局から報告。